

公告 令6-8号

令和7年3月3日
阪和興業健康保険組合
理事長 中川洋一

組合同規約一部変更の認可について

本日、下記のとおり規約の一部変更が認可されましたので、組合同規約第52条の規定により公告いたします。

記

変更内容	施行日
別紙のとおり	令和7年3月1日

以上

阪和興業健康保険組合規約 変更内容

現行	変更後
第65条 <u>(削除)</u>	<p><u>(保健事業として実施する補助)</u> 第65条 <u>この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この規約は、令和07年03月01日から施行する。</u></p>